

改正

平成30年2月9日告示第7号

広報あしや広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 芦屋町有料広告掲載規則（平成22年規則第29号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、芦屋町が発行する広報紙「広報あしや」（以下「広報あしや」という。）への広告掲載に関し必要な事項は、規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報あしや1日号の「お知らせ」ページ下1段とする。ただし、町長が必要と認めるときは掲載位置を変更できるものとする。

(広告の規格)

第3条 1枠あたりの広告の規格は、半1段（左右87mm×天地50mm）とし、使用色は墨1色とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広報あしやに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、掲載希望月の前月（以下「前月」という。）の1日（1日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）の場合は、その直前の平日）までに、広報あしや広告掲載申込書（様式第1号）に規則第7条に規定する広告の原案（電子データを含む。）を添えて、申し込むものとする。

(掲載の決定等)

第5条 町長は、規則第8条に規定する決定をしたときは、すみやかに広報あしや広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知し、広報あしや広告掲載承諾書（様式第3号）をもって契約締結を行うものとする。この場合において、1回の契約により、複数回の広告掲載を行うものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠1回につき、1万円とする。

2 前項の広告掲載料には消費税及び地方消費税を含む。

3 前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告掲

載料を前月の25日（25日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日）まで一括して前納するものとする。

（疑義等）

第7条 この要綱に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上、決定するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、芦屋町広告掲載要綱（平成18年1月20日施行）の規定によりなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月9日告示第7号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この告示の施行の前においても、必要な準備行為をすることができる。